

豊中市国民健康保険短期被保険者証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯の世帯主に対する被保険者証の交付について、必要な取扱いを定め、保険料の納付相談及び納付指導の機会を確保するとともに国民健康保険制度の理解を求め、もって被保険者間の負担の公平と本市の国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般証 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第10項及び国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。)第7条の2第1項に基づき、通例定める有効期限の被保険者証をいう。
- (2) 短期証 法第9条第10項に基づき、特別の有効期限を定めた被保険者証をいう。

(有効期限等)

第3条 短期証の有効期間は、原則6箇月以内とする。ただし、必要に応じて有効期間が6箇月を超える短期証を交付することができる。

- 2 短期証の有効期限到達後、市長が必要と認めるときは引き続き短期証を交付することができるものとする。

(交付対象世帯)

第4条 短期証は、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主に交付する。

- (1) 被保険者証の更新時において、前年度以前の保険料のうち、別に定める金額以上の滞納をしている世帯
 - (2) その他市長が必要と認めた世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、短期証の交付対象世帯から除外し、一般証を交付することができる。
 - (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)等法令で定める公費負担医療受給者がいる世帯
 - (2) 国民健康保険法施行令(昭和33年12月27日政令第362号)第29条の7の2で定める保険料の軽減が認められた世帯
 - (3) 豊中市国民健康保険条例(昭和35年条例第2号。以下「条例」という。)第22条で定める保険料の徴収猶予が認められた世帯

- (4) 条例第 23 条で定める保険料の減額が認められた世帯。ただし、豊中市国民健康保険条例施行規則(昭和 39 年規則第 17 号。以下「施行規則」という。)第 12 条第 1 項第 5 号アの世帯を除く
 - (5) 施行規則第 8 条で定める一部負担金の減免又はその徴収猶予が認められた世帯
- 3 前項各号の規定に該当し、公簿等でその事実を確認できないときは、市長は、一般証の交付を求める世帯主に対し、事実を証する書類の提出を求めることができる。

(交付措置の解除)

- 第 5 条 短期証の交付を受けている世帯の世帯主が滞納している保険料額の 2 分の 1 以上を納付したときは、短期証の交付措置を解除し、一般証を交付するものとする。
- 2 短期証の交付を受けている世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、短期証の交付措置を解除し、一般証を交付することができる。
- (1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当することになったとき。
 - (2) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 3 前項第 1 号の規定に該当し、公簿等でその事実を確認できないときは、前条第 3 項の規定を準用する。

(委任)

- 第 6 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱実施に際して、既に短期証が交付されている世帯の短期証交付については、第 4 条の規定に関わらず別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。